

2021年11月

経営Q&A

回答者

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦

賃金引上げとともに生産性向上に取り組む事業主への支援

～「業務改善助成金」活用のポイント～

Question

【相談者：飲食業A社 代表取締役S氏】

当社における現状の課題は「人手不足」です。緊急事態宣言が解除され、店舗の営業を再開しはじめましたが、思うようには従業員の確保ができず、悩んでいるところです。そこで、従業員の給与引き上げを検討しなければならないと考えていますが、給与引き上げとともに業務の生産性を向上しなければ、事業の継続が困難となってしまいます。生産性向上のための設備投資を行いたいのですが、資金的な余裕が少なく、苦慮しています。「給与引き上げ」と「生産性向上」を同時に進めていくために、国の助成制度で活用できるものがあれば利用したいと考えています。当社で活用できるものはあるでしょうか。

Answer

まず、10月に最低賃金が引き上げられましたので、御社の賃金水準が地域別最低賃金との比較でどのような状況であるか、確認されることをお勧めします。

その上で、御社の労働者数が100人以下で、かつ、御社内の最低賃金と地域別最低賃金との差額が30円以内（時給換算）であれば、「業務改善助成金」の活用をご検討ください。

「業務改善助成金」は、「御社内の最低賃金を更に20円（時給換算）以上引き上げる」ことにより、「業務の生産性向上のための設備投資等の費用の3/4～9/10」について、最大600万円の助成金を受けることが可能です。

なお、「業務改善助成金」の申請書提出は、令和4年1月31日〆切となっていますので、早めのご検討が必要です。

まず、最低賃金を確認しましょう

2021年10月より全国の最低賃金が引き上げられました。

<地域別最低賃金時間額>

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	都道府県名	最低賃金 時間額【円】	都道府県名	最低賃金 時間額【円】
北海道	889	福 井	858	岡 山	862
青 森	822	山 梨	866	広 島	899
岩 手	821	長 野	877	山 口	857
宮 城	853	岐 阜	880	徳 島	824
秋 田	822	静 岡	913	香 川	848
山 形	822	愛 知	955	愛 媛	821
福 島	828	三 重	902	高 知	820
茨 城	879	滋 賀	896	福 岡	870
栃 木	882	京 都	937	佐 賀	821
群 馬	865	大 阪	992	長 崎	821
埼 玉	956	兵 庫	928	熊 本	821
千 葉	953	奈 良	866	大 分	822
東 京	1,041	和歌山	859	宮 崎	821
神奈川	1,040	鳥 取	821	鹿児島	821
新 潟	859	島 根	824	沖 縄	820
富 山	877	鳥 取	821		
石 川	861	島 根	824		

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

最低賃金のチェック計算式(月給の場合)

*基本給()円+諸手当()円=合計()円(①)

*1日の所定労働時間数×年間総労働日数÷12=1か月の所定労働時間数

()時間×()日÷12=()時間(②)

*① ÷ ② = ()円(③)

厚生労働省 最低賃金制度特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>



日本政策金融公庫
国民生活事業

業務改善助成金について

<支給対象者>

支給は次の要件に当てはまる、全国の中小企業・小規模事業者・個人事業主が対象です。

- ・労働者数100人以下、かつ
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

<助成概要>

助成金は、

- ・「事業場内最低賃金を20円以上（時給換算）引き上げる」とともに、
- ・「生産性向上のための設備の導入、業務改善のためのコンサルティング、人材育成に係る研修等」を実施すること。

により、設備投資費用、コンサルティング費用、研修費用等の一部を助成するものです。

*なお、各種設備装置の他、宅配用バイク・自転車、WEB会議システムなども助成金対象となります。

*労働者数10人以上で賃金を30円以上引き上げ、かつ売上高が前年又は前々年より30%以上減少しているなど、一定の要件を満たす場合は、パソコンやマイクロバス・貨物自動車などの購入も助成対象となります。

***注意：賃金引上げや設備投資をおこなう前に「助成金交付申請」をすることが必要です。〈令和4年1月31日〆切〉**

<導入事例>

飲食店の場合

- ・セルフ式のテーブルオーダーシステムの導入（費用100万円）
- ・従業員10人の最低賃金を850円から880円に30円アップ
- ・導入費用100万円の4/5（80%）＝80万円の助成金

助成金額は、賃金の引き上げ額と、賃金を引き上げる労働者数により、助成上限額が決まります。

<助成金額のしくみ>

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ・賃金要件：事業場内最低賃金 900 円未満の事業場
- ・生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値（①人件費、②減価償却費、③動産・不動産賃借料、④租税公課、⑤営業利益の合計）を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

業務改善助成金を受給するための手続き

～計画を策定して、助成金交付申請を行うことから始まります～

1. 助成金交付申請＜令和4年1月31日〆切＞

- ・業務改善計画（設備投資などの実施計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上計画）を記載した交付申請書（様式第1号）を作成して、各都道府県労働局の雇用環境・均等部室に提出します。
- ・交付申請書の審査後、労働局より助成金の「交付決定通知」があります。
- *設備購入については、2社以上からの見積書が必要となります。
- *従業員の解雇、退職勧奨、賃金引き下げなどを行った場合は助成金を受けることができません。

2. 計画実施

- ・事業場内最低賃金の引上げ
就業規則等に規定して、実際に支払うことが必要です。
- ・設備投資等の実施
必ず、助成金の交付決定通知を受けてから設備等を購入（納品・支払）してください。

3. 実績報告

- ・実施報告書を作成して、計画完了後1か月以内に提出します。
実績報告書には、業務改善計画の実施結果、助成対象経費の支払結果、賃金引上げ状況を記載します。
- ・労働局より助成金額の確定通知があります。

4. 助成金の支払（請求書提出）

- ・助成金額の確定通知により、助成金の支払請求書を労働局に提出します。

5. 状況報告

- ・助成金を受給後、状況報告を提出します。
- *従業員の解雇、退職勧奨、賃金引き下げなどを行った場合は助成金を取り消されることがあります。

業務改善助成金を動画でチェック（厚生労働省特設サイト）

<https://pc.saiteichingin.info/chusyo/movie.html>

業務改善助成金の詳細について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

助成金の申請は社労士へお任せください

～労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は社労士の業務です～

お近くの社労士をお探しの際は（全国社会保険労務士会連合会）

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tabid/527/Default.aspx>

◀執筆者紹介▶

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦（しみず みつひこ）

東京都社会保険労務士会 常任理事・山手統括支部長

日本FP協会 CFP®認定者

ホームページ： <https://www.resilience-sr.jp/>

お問い合わせ： 当法人ホームページのお問い合わせメールフォームをご利用ください
<https://www.resilience-sr.jp/serv-contact.html>